

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 内閣府 ）

制 度 名	子ども・子育て新システム構築のための税制上の所要の措置 (※文部科学省・厚生労働省と共同要望)	
税 目	所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、地価税その他の関連する税目・国税徴収法等	
要 望 の 内 容	<p>○平成 22 年 1 月 29 日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設けられ、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年 6 月 29 日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされており、これを踏まえ、学校教育法第 1 条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第 2 種社会福祉事業に位置付ける方向で検討している総合施設（仮称）に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることや新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講ずることを要望する。</p> <p>○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成 23 年 7 月 29 日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (— 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要であり、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することとしており、社会全体で子どもと子育てを支える体制を実現するためには、新システムの子ども・子育て支援対策について、税制上の所要の措置を講じることが必要である。</p>		
<p>今回の要望に関連する事</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>政策目標の達成状況</p>	<p>(政策分野) 共生社会政策</p> <p>(政策) 共生社会実現のための施策の推進</p> <p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
	<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>—</p>

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
	予算上の 措置等の 要求内容及び 金額	—
	上記の予算 上の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別 措置の 適用実績	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段としての 有効性)	—
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	—
こ れ ま だ の 要 望 経 緯		平成 23 年度税制改正要望を行い、要望の一部が平成 23 年度税制改正大綱に記載された。